

田名地区防災計画

目 次

第1款 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 地区防災計画の構成及び組織編制・・・・・・・・1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 自助・近助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・2

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・5

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

- 1 地震災害の被害想定・・・・・・・・6
- 2 風水害の被害・・・・・・・・7

第2款 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 自主防災組織の育成支援・・・・・・・・8
- 3 自主防災組織の編成と各班の役割・・・・・・・・8
- 4 出火防止及び初期消火対策・・・・・・・・10
- 5 災害危険の把握・・・・・・・・11
- 6 共同住宅等の災害対策・・・・・・・・11

第2章 災害に対する備え

1	基本方針	12
2	防災知識の普及・啓発	12
3	災害に備えた各家庭での取組	12
4	防災訓練の実施	13
5	防災資機材等の点検・管理	13

第3款 応急対策計画

第1章 地区連合自主防災組織の体制

1	地区連合自主防災組織本部の設置	14
2	単位自主防災隊の連合本部への報告基準	14
3	地区連合自主防災隊の活動	14
4	単位自主防災隊の活動	15
5	連合本部の廃止	15
6	災害時の連絡体制・動員	15

第2章 応急対策活動

1	初期消火活動、水防活動	16
2	救出・救護活動	16
3	避難誘導	16
4	住民の安否確認	18
5	災害時要援護者対策	18
6	在宅避難者の把握・支援	18

第1款 総則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、向こう三軒両隣が助け合う「近助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 地区防災計画の構成及び組織編成

田名地区防災計画は、総則、災害予防計画、応急対策計画及び資料で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織及び地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。

3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

※計画の修正（見直し案）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（法令等の引用条文など）については、適宜、修正を行い、まちづくり会議等に報告をすることとする。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議し、意見を聞くものとする。

第2章 自助・近助・共助の基本及び地区居住者等の役割

「自らの身は自ら守る(自助)」、「向こう三軒両隣が助け合う(近助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。

1 地区居住者の役割

- (1) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (2) 災害時には、近助・共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、安否確認、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (3) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び整備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 地形概要

相模原台地は多摩丘陵と相模低地に挟まれて発達しており、北東境には境川、南西境には相模川が流れている。相模原台地は、南北に扇状にのびる台地で、緩やかな起伏を伴って南に傾斜している。台地は、5段の段丘面で構成されており、その境は比高数mの傾崖地（段丘崖）となっている。

台地の南端には、座間丘陵と呼ばれる開析（谷が山地や台地などを刻むこと）の進んだ丘陵地が位置する。また、相模川に沿って低地が分布するほか、台地を刻む河川沿いにも狭小な谷底平野（細長い谷間の低平な土地）がのびる。

(2) 地形分類

ア 台地・段丘

相模原台地には、「武蔵野面」以下3段の各段丘面が分布する。こうした段丘は、かつて相模川が扇状地を形成した後に段丘化したものである。「武蔵野面」相当の中位段丘面は旧相模原市域の北東側を占め相模原面と呼ばれる。標高は北から南に向かって低くなり、橋本で140m、麻溝で90mである。

台地の南西部を占める段丘面は「立川面」相当（下位段丘）とされ、さらに2面に細区分され、古い方（標高が高い方）から田名原面、陽原面と呼ばれる。相模川が相模原面を侵食して形成した平坦面で、田名原面が約2.6～2.8万年、陽原面が約2万年前に形成されたものである。それぞれの段丘の境は、数mの比高のある段丘崖となっており、この崖はかつての川岸であったところである。これらの段丘も川沿いに上流へ向かって連続的に発達している。

イ 谷底平野（半在家、陽原、田名テラス、田名団地、塩田）

相模原台地では道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が台地を侵食して流下している。これらの河川沿いは谷底平野と呼ばれ、周囲の段丘面よりやや低い地形である。また、相模川本川及びそれらの支谷に沿って谷底平野が発達している。

谷底平野は、河川の蛇行や周囲より低いことにより水が溜まりやすい、低湿な土地である。また、山地域の狭小な谷沿いにみられる谷底平野は、増水時に冠水しやすい。

相模原台地には、こうした谷底平野の上流に浅い谷地形が連続して分布している。こうした凹地は、地形図上では表現されないが、周辺より低いため、異常降雨時には湛水しやすいことが指摘される。

ウ 自然堤防（滝、水郷田名、水郷田名団地）

河川の上流から運搬された土砂が、河川の岸にそって堆積して形成された微高地の土地である。低地面より数十cm～1m程度高く、周囲の沖積低地よりは浸水しにくい土地であるため、古くから集落が立地しているほか、畑地として利用されている。

エ 沖積低地（滝、水郷田名、水郷田名団地、望地）

相模川沿いの氾濫性低地である。かつては相模川が氾濫したときに、浸水する土地であったが、現在は堤防が整備されたことにより危険性は低くなった。ただし、一般的に内水氾濫が発生しやすい土地であるため、異常降水時には注意が必要である。主に、水田などに利用されている。

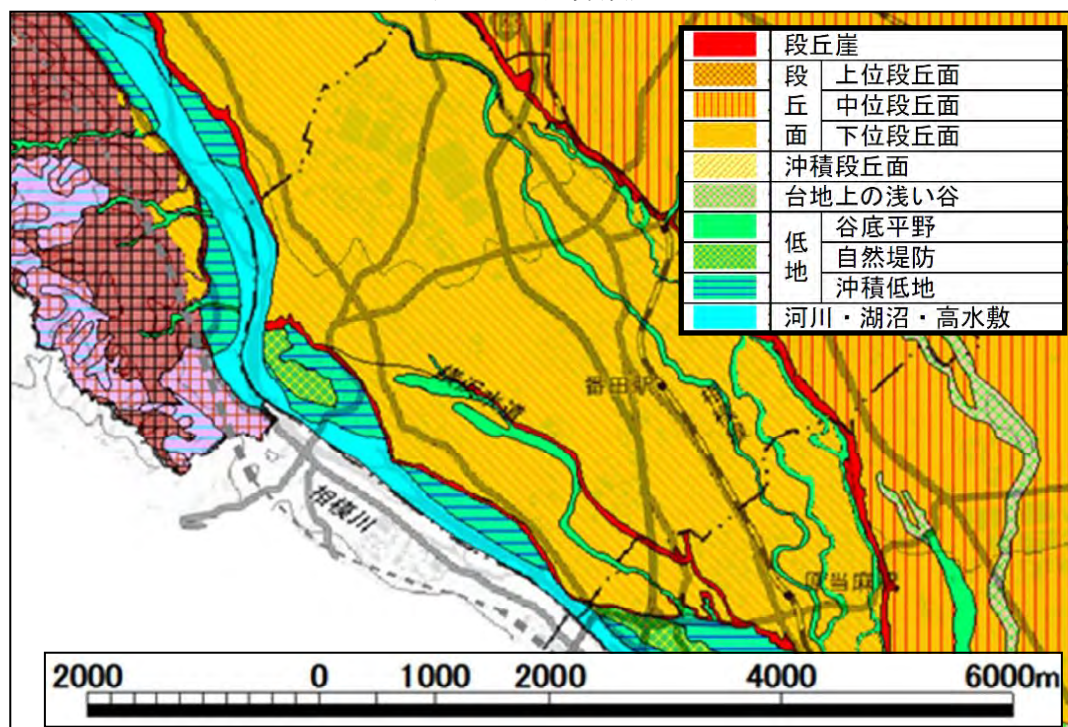
(3) 地形と災害との関係

田名地区等で認められる地形と災害との関係をまとめるとつぎのようになる。

表 1 地形と災害との関係

地 形		災 害 特 性
台 地 ・ 段 丘	多摩面（高位段丘）	自然災害発生危険性は低い。ただし、大雨時には小河川や谷地形の箇所 で水が溜まりやすい。
	下末吉面（上位段丘）	
	相模原面（中位段丘）	
	田名原面（下位段丘）	
	陽原面（下位段丘）	河川の氾濫時に浸水する可能性がある。
	沖積段丘面（低位段丘）	
	段丘崖	大雨時や地震時に崖崩れが発生しやすい。
谷底平野		大雨時に河川の流下能力を超えた雨水が集中すると、浸水しやすい。
低 地	自然堤防	周囲の低地よりは浸水しにくい。
	沖積低地	河川の氾濫により浸水しやすい。ただし、堤防が整備されているため、外 水氾濫の可能性は低い。逆に堤防内の雨水が排水できなくなる内水氾濫の 危険性がある。 地震時には、揺れが増幅し家屋、道路、ライフラインなどの被害が発生し やすい。また、砂が多い土地では、液状化現象が発生することがある。

図 1 地形分類図



【参考文献】相模原市防災アセスメント調査 報告書（平成26年5月）

2 社会的条件

(1) 人口

平成27年4月現在（住民基本台帳人口）、男性15,647人、女性14,916人、合計30,563人で、年齢別では、年少人口（15歳未満）が15.0%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が61.9%、高齢人口（65歳以上）が23.1%となっている。

なお、平均年齢は、43.79歳である。

※高齢者や障がい者等の福祉施設が多く所在するため、実際の高齢人口の割合は高いものと推定される。

また、生産年齢人口の割合が高いため、日中の高齢人口の割合は更に高くなるものと推定される。

(2) 交通

一般国道は、平塚を起点とし緑区橋本を終点とする129号がある。

主要地方道、一般県道は、県道48号鍛冶谷相模原、県道54号相模原愛川及び県道63号相模原大磯等が通過している。

また、地区内に鉄道駅はない。

(3) その他

地区自主防災組織の中核を担う田名地区自治会連合会（田名地区連合自主防災組織）の加入率については65.2%（平成27年4月1日現在）となっている。

第4章 防災アセスメント調査による地区被害想定

1 地震災害の被害想定

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

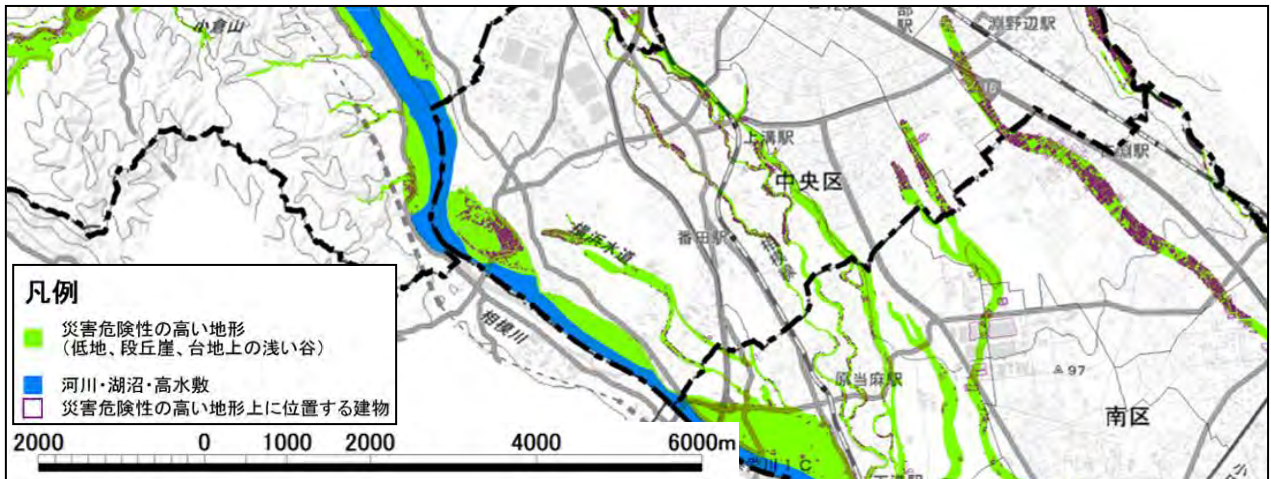
想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1) 【市内最大震度 6 強】
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1) 【市内最大震度 6 強】
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震 【市内最大震度 6 強】
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

(1) 建物被害

建物被害は次のとおりである。〔冬 18 時〕〔単位：棟〕

想定地震	地区	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	田名	9,813	394	54	49	1,290
西部直下地震	田名	9,813	305	18	49	1,171
大正関東タイプ地震	田名	9,813	75	0	33	638

図 2 災害危険性の高い地形と建物分布



(2) 人的被害

人的被害は次のとおりである。〔単位：人〕

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	24	19	4
	閉込者	128	99	24
	重傷者	27	21	5
	軽傷者	170	148	74
冬18時	避難者当日	1,159	927	350
	避難者1週間後	2,642	2,358	1,378

2 風水害の被害

(1) 浸水被害の発生地域

相模川沿いの低地は、数千年にわたって相模川が氾濫することにより形成された土地である。

しかし、明治期以降の堤防やダム建設等の治水対策が進んだため、増水によって河川から水があふれ出る「外水氾濫」の危険性は低く、過去に大水害が発生した記録もない。その一方で、台地や低地では、都市的な土地利用によって土地の保水能力が低下し、排水施設整備の遅れなどによる「内水氾濫」が発生しやすくなっている。

(2) 土砂災害の発生地域

土砂災害は、相模原台地では、座間丘陵の西側斜面や段丘崖で発生している。特に、大島、田名、当麻などの低地と下段・中段との境界にあたる段丘崖で発生していることが多い。

【参考文献】相模原市防災アセスメント調査 報告書（平成26年5月）

第2款 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

田名地区は、災害時の被害を最小限にとどめるため、地区の特性に応じて、災害対策を促進し、田名地区住民の生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の育成支援

- (1) 田名地区は、地区防災活動の推進を図り、自治会等を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに地区内の防災リーダーを支援する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- (2) 田名地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織の編成は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な方針に沿った組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の指揮、情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する研修・訓練を行う。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者活動に取り組む。

※災害時は災害状況、参集状況を勘案し、必要な班から編成する。

(2) 地区連合自主防災組織

地区連合防災隊長	防災に関わる市との連絡調整や地域防災訓練等の計画・実施、地区連合自主防災組織間の連絡体制づくり
副隊長	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

平常時	災害時
<p>地区連合防災隊長や防災専門員は、防災マイスター等と協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、催し物等の計画・実施を行う。</p> <p>また、市や構成単位自主防災組織との間に立ち、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、田名まちづくりセンターに連合自主防災組織本部を設置し、市（現地対策班）と単位自主防災組織の間に立ち、情報のとりまとめ・単位自主防災隊への活動等指示等を行う。</p> <p>単位自主防災組織、避難所及び自治会等が指定した「風水害時臨時避難場所」間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の場合よりも大幅に制限され、火災の拡大が懸念されることから、各家庭において、次の対策に努める。

(1) 出火防止

火災発生の原因を絶つことを目的とし、次の事項を点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ その他建物等の危険箇所の状況
- ④ 感震ブレーカー等の設置

(2) 初期消火対策

火災の拡大を阻止することを目的とし、消火器、簡易消火器具等備えるように努める。

5 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域等
- ② 地区の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

- ① 相模原市防災アセスメント調査
- ② 相模原市地区別防災カルテ
- ③ 相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）
- ④ 地区内の踏査（防災まち歩き・減災マップ）

6 共同住宅等の災害対策

共同住宅の所有者・管理者・占有者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための災害対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 避難行動の考え方に関すること。
- ⑤ 地震発災直後における活動の重要性に関すること。
- ⑥ 食料等を3日分以上確保することの重要性に関すること。
- ⑦ 住宅の安全対策に関すること。(耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑧ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑨ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等の防災関係行事の時期に行うほか、地域の催し物等に付随する形式で随時実施するように努める。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

ア 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練等（避難所運営ゲームHUG、災害対応カードゲームクロスロード等）

イ 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

ウ 体験イベント型訓練

地域の催し物等にて、防災に関連したイベントを実施し、参加者が楽しみながら、防災を学べるものとする。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

訓練は、春季（3/1～3/7）及び秋季（11/9～11/15）の火災予防運動期間、市の防災週間（7月第1土曜日から1週間）、防災の日（9/1）及び防災週間（8/30～9/5）を考慮した適切な日に実施する。総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄に関しては、適正な管理を行う。

第 3 款 応急対策計画

第1章 地区連合自主防災組織の体制

1 地区連合自主防災組織本部の設置

地区連合自主防災隊（正副隊長と防災専門員等）は、次の基準により、田名まちづくりセンター会議室に「田名地区連合自主防災組織本部（以下「連合本部」という。）」を設置する。

- (1) 市域で震度5弱の地震を観測したとき。
- (2) 市域に特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき
- (3) 現地対策班と協議し、地区連合自主防災隊長が必要と認めたとき
- (4) その他、被害が発生するおそれがあるとき

連合本部を設置した場合には、「相模原市田名地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

※夜間・休日など、田名まちづくりセンターが開所されていない際は、現地対策班が開設されるまで、田名まちづくりセンター敷地内に仮設の連合本部を設置する。

※地区連合自主防災隊参集前は、現地対策班が連合本部の活動を代行する。

2 単位自主防災隊の連合本部への報告基準

単位自主防災隊は、次の基準により、各地区の状況を連合本部へ報告をする。

- (1) 市内で震度5弱を観測したとき
- (2) 市域に特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発表されたとき
- (3) 連合本部から要請があったとき

※単位自主防災隊が編成されていない自治会は、自治会長が状況報告を行う。

※災害情報は、ひばり放送・エフエムさがみ等の他、防災メールの登録をして把握する。

3 地区連合自主防災隊の活動

地区連合自主防災隊が連合本部を設置した際は、次のとおり活動をする。

- (1) 単位自主防災隊と連絡を取り、全地域の状況確認を行う。
- (2) 単位自主防災隊の状況報告に基づいて、単位自主防災隊に活動等の指示をする。
- (3) 上記(1)において、被害発生等について確認が取れない単位自主防災隊の地域には、周囲の単位自主防災隊等に現地調査を依頼し、現地対策班と連携した当該地域の状況確認を行う。
- (4) 危険情報・避難所情報について、単位自主防災隊と共有を行う。

4 単位自主防災隊の活動

単位自主防災隊は、次のとおり連合本部と連携した活動をする。

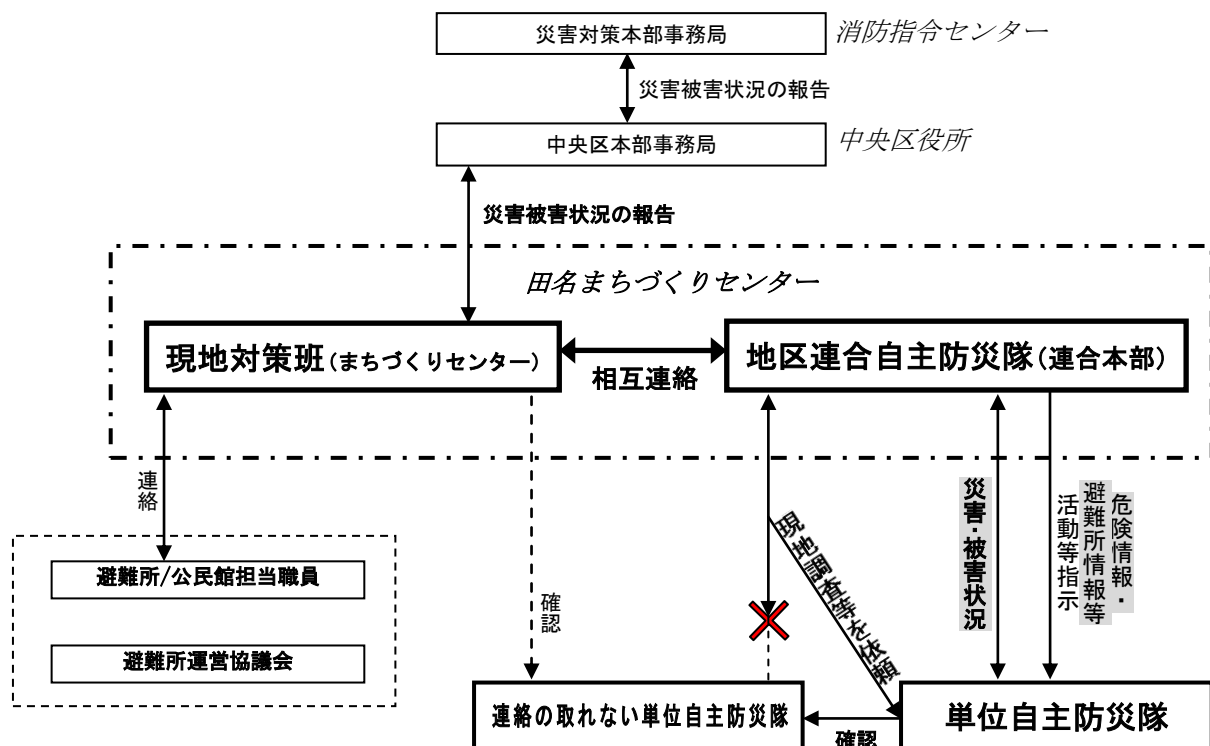
【地震災害時】

- (1) 地域内の危険箇所を含めた状況を確認し、連合本部に報告する。
- (2) 自らの判断又は連合本部の指示により、必要な活動を行う。

【風水害時】

- (1) 災害発生が予想されるときは、連合本部との連絡体制を整え、必要に応じて地域内の危険箇所の見回りを行う。
- (2) 自らの判断又は連合本部の指示により、必要な活動を行う。

<災害時における田名地区の情報連絡体制>



※緊急度の高い事案については、消防又は警察に連絡する。

5 連合本部の廃止

現地対策班の配備体制が解除された場合、もしくは現地対策班と協議し、地区連合自主防災隊長が認めた場合には、連合本部を廃止する。

連合本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

6 災害時の連絡体制・動員

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、連合本部は田名地区防災用簡易無線機等を用いた災害連絡系統図を定める。また、状況により必要と認められるときは、各単位自主防災隊より動員を行うことができる。

第2章 応急対策活動

1 初期消火活動、水防活動

(1) 初期消火活動

火災が発生した場合には、初期消火活動や消防機関への協力に努めるものとする。

(2) 水防活動

消防機関等に水防の従事を要請された場合は、協力するように努めるものとする。

2 救出・救護活動

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、安全を確認したうえで、救出・救護活動を行う。

(2) 救出・救護活動等の原則

① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。

③ 傷病者には、消防団員等の協力を得て、止血等の応急手当の実施や、救護所への搬送を行う。

(3) 関係機関の要請

緊急に防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、消防の出動を要請する。

3 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は連合本部等が避難の必要があると認めるときは、連合本部から自主防災隊長に対し田名地区防災用簡易無線機等を用い、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

自主防災隊長は、連合本部等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、避難所運営マニュアルのとおりとする。

(4) 避難場所・避難所の区分

災害時の避難所等は、災害の種別及び状況によって異なる。田名地区の避難所等は、資料「避難所等一覧表」参照。

- ア【一時避難場所】地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための、各自主防災組織において選定する空地、小公園、学校等の場所をいう。
- イ【広域避難場所】地震発生時において、同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が火煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる場所をいう。
- ウ【風水害時避難場所】風水害等の切迫した災害の危険から命を守るために、臨時的に避難する場所をいう。
- エ【避難所】避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる施設をいう。
- オ【二次避難所（洪水時臨時避難所）】大規模な洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難する場所をいう。
- カ【福祉避難所】災害時に在宅や避難所での生活が著しく困難となり、支援を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児などが避難所等から避難移動する場所をいう。

(5) 避難行動の考え方

①地震災害時の避難行動（安全確保行動）の考え方

- 順位1．火災等の災害が近隣に発生した場合、災害の推移を見守るために一時避難場所に避難する。
- 順位2．同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、火煙やふく射熱から生命、身体の安全を確保するために広域避難場所へ避難する。
- 順位3．住居を失い、居住ができない場合に避難所へ避難する。

②風水害時の避難行動（安全確保行動）の考え方

- 順位1．早期に危険区域外の親族・知人宅等へ避難する。
- 順位2．市が開設した風水害時避難場所（公民館・避難所等）又は自主防災隊が開設した自治会館等へ避難する。
- 順位3．外へ避難するのが危険な場合は、建物内で安全確保する（斜面から離れた2階の部屋等）。

4 住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、安全が確保される範囲内において現地確認や避難所への避難状況確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

5 災害時要援護者対策

災害時において、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などの災害時要援護者に対して、関係機関等の協力を得て、応急対策を行う。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後おおむね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行う。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに避難所運営本部等に報告する。

(3) 避難誘導

災害時要援護者別状況の対応については、避難経路、避難場所等、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

6 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、在宅避難者の情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び連合本部と協力して在宅避難者への支援を行う。

田名地区防災計画検討協議会会則

(名称)

第1条 この会は、田名地区防災計画検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的・役割)

第2条 この協議会は、田名地区まちづくり会議と田名地区自治会連合会の指示により、田名地区における防災・減災対策を進めるための田名地区防災計画（案）の策定を目的とする。
計画策定の協議・検討に当っては、必要の都度、田名地区まちづくり会議と田名地区自治会連合会への報告・協議を行わなければならない。

(組織・任期)

第3条 この協議会は、田名地区自治会連合会防災委員会をもって組織する。
2 この協議会は、田名地区防災計画（案）が策定されるまでとする。

(役員)

第4条 この協議会に、会長1名、副会長2名を置く。
2 会長、副会長は、構成員の互選により決め、任期は、組織に準ずる。
3 会長は、この協議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 この協議会の会議は、会長が招集する。
2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催する。
4 この会議並びに、まちづくり会議と自治会連合会が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 この協議会の事務局は、相模原市危機管理局及び田名地区まちづくりセンターに置く。

(委任)

第7条 この会則に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成27年2月18日から施行する。

田名地区自治会連合会防災委員会

	団体等
1	防災委員会（委員長）
2	防災委員会（副委員長）
3	防災委員会（7名）
計	9名

検 討 経 過

会議名称	開催年月	備 考
まちづくり会議	平成27年 1月	検討協議会構成員の選任等
第1回計画検討協議会	平成27年 2月	検討内容等
第2回計画検討協議会	平成27年 3月	検討内容等
第3回計画検討協議会	平成27年 4月	検討内容等
第4回計画検討協議会	平成27年 5月	検討内容等
第5回計画検討協議会	平成27年 6月	検討内容等
第6回計画検討協議会	平成27年 7月	検討内容等
第7回計画検討協議会	平成27年 8月	検討内容等
第8回計画検討協議会	平成27年 9月	検討内容等
第9回計画検討協議会	平成27年10月	検討内容等
地区自治会連合協議会	平成27年11月	田名地区防災計画案の説明
まちづくり会議	平成27年12月	田名地区防災計画の策定